

議案第14号

日野町農村情報連絡(防災行政無線)施設の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

日野町農村情報連絡(防災行政無線)施設の設置及び管理に関する条例の一部
を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塚田 淳一

日野町農村情報連絡(防災行政無線)施設の設置及び管理に関する条例
の一部改正が必要な理由と概要

1 背景および趣旨

日野町防災行政無線施設の更新に伴う、施設の設置場所の追加変更等、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 屋外拡声子局（屋外スピーカー）の設置場所について、JA鳥取西部日野支所敷地内に設置してある屋外拡声子局を撤去し、役場庁舎屋上に新設することに伴い、設置場所の住所を変更する。加えて、屋外拡声受信機の名称を屋外拡声子局に変更する。
- (2) 日野町防災行政無線施設のデジタル化により、親局からの電波が届きにくい地域の戸別受信機に電波を再送信する再送信子局3局（板井原・久住・諏訪）を整備することに伴い、その設置場所を追加する。
- (3) 戸別受信機の設置にかかる設備負担金について、町に住所を有する世帯及び町内の公共的機関が設置する場合に無償とし、それ以外を有償としていたが、災害時の通信連絡及び日常の行政事務連絡等を円滑に行うため、新設備では町に住所を有する世帯又は事業所、集落集会所、公共的機関に対し、1台に限り無償で貸与、設置することとし、戸別受信機の設置場所の追加及び1台に限り無償で貸与できる規定を追加する。
なお、公共的機関や避難所に指定されている施設等で、防災、緊急時の連絡のために、複数台設置する必要があると認められた場合に、2台目以降も無償で貸与できる規定も追加する。

日野町農村情報連絡(防災行政無線)施設の設置及び管理に関する条例
日野町農村情報連絡(防災行政無線)施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(設置) 第 2 条 町の農村情報及び防災行政事務に関する広報活動を円滑にし、 住民福祉の増進及び文化の向上に資するため、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の定めるところにより、次のとおり無線施設を設置する。 (1)～(4) 略 (5) 戸別受信機の設置場所 ア 日野町に住所を有する世帯、事業所及び集落集会所 イ・ウ 略 (6) 屋外拡声子局の設置場所 ア 日野町根雨 101 番地 イ～エ 略 (7) 再送信子局の設置場所 ア 日野町板井原 360 番地 イ 日野町久住 576 番地 ウ 日野町福長 1444 番地	(設置) 第 2 条 町の農村情報及び防災行政事務に関する広報活動を円滑にし、 住民福祉の増進及び文化の向上に資するため、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の定めるところにより、次のとおり無線施設を設置する。 (1)～(4) 略 (5) 戸別受信機の設置場所 ア 日野町に住所を有する世帯 イ・ウ 略 (6) 屋外拡声受信機の設置場所 ア 日野町根雨 380 番地 イ～エ 略 (7) 再送信子局の設置場所 ア 日野町板井原 360 番地 イ 日野町久住 576 番地 ウ 日野町福長 1444 番地

第5条 戸別受信機を設置しようとする者は、無線施設に要する経費を限度として町長が定める額を負担しなければならない。ただし、第2条第5号に規定する者については、戸別受信機1台に限り無償で貸与、設置することができる。

2 町長は、防災、緊急時の連絡等特に必要があると認めたときは、前項の規定に關わらず、戸別受信機を無償で貸与することができる。

第5条 第2条5号ウの規定により戸別受信機を設置しようとする者は、無線施設に要する経費を限度として町長が定める額を負担しなければならない。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6号及び第7号の規定は、規則で定める日から施行する。

